外国事情

連邦預金保険改革法下のアメリカの保険料システム

(財)農村金融研究会　前専務理事　吉迫利英

目　次

はじめに
1　改正前制度の問題点
⑴　BIFとSAIFの並存には保険料格差と競争上の不平等の可能性がある
⑵　リスクを適切に保険料に反映できない
⑶　固定水準のDRRは保険料の急激な変動をもたらしかねない
⑷　保険填補限度額がインフレを反映していない
2　主な改正内容
⑴　BIFとSAIFの統合による預金保険基金（DIF）の新設
⑵　すべての金融機関への保険料賦課
⑶　DRRは一定範囲（1.15%～1.50%）で毎年決定
⑷　保険基金からの配当，1回限りの保険料控除の実施
⑸　インフレ調整ルールと退職年金口座の保険填補限度の増額
3　リスク準拠保険料システムの改正
⑴　リスク部類は4つに整理統合
⑵　リスク部類Ⅰは個別に，同Ⅱ～Ⅳはリスク部類ごとに保険料率設定
⑶　リスク部類Ⅰの保険料率の分布と保険料率の算定
4　保険料システムに関する実施手順の改正
⑴　保険料は保険対象四半期の翌四半期後に徴収
⑵　監督上の格付変更はCAMELS格付変更の通知日に発効
⑶　資産10億ドル以上の金融機関の保険料徴収ベースは日次平残
⑷　保険料徴収ベースからの未決済小切手控除の廃止
⑸　その他
おわりに
〈補　論〉

〔要　　旨〕

1　2005年連邦預金保険改革法によってアメリカの預金保険制度が大幅に改正された。背景には，80年代危機克服後，金融システムの安定が定着する一方，銀行業務の変容によって，リスク領域がこれまでの経験を超える状況になってきたことがある（現に，その後07年にはサブプライム問題が深刻化）。

2　改革法は，①保険基金を統合して預金保険基金（DIF）を新設，②すべての金融機関への保険料賦課，③法定準備金比率（DRR）は一定範囲（1.15%～1.50%）で毎年決定，④保険基金からの配当，1回限りの保険料控除の実施，⑤インフレ調整ルールの導入と退職年金口座の保険填補限度の増額，等を規定している。

3　改革法に基づき，リスク準拠保険料システムが大幅に改正され，「フリーライダー」問題の解消や財務体質の改善が図られるとともに，破綻リスクの違いをより適切に保険料に反映できるシステムになった。併せて，保険料徴収等にかかる規則も改正された。

4　わが国預（貯）金保険制度の今後のあり方を考える場合，①金融機関のリスクと保険料率の関係，②準備金の適正規模と保険料の割増し・割戻しの関係，③保険填補限度額の変更ルール等，アメリカの改正制度が示唆する点は少なくない。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

はじめに

アメリカの連邦レベルの預金保険制度は，1980年代金融危機から平時への移行過程にあった80年代末から90年代半ばにかけて，抜本改革が行われた。その主なものは，①89年金融機関改革救済執行法（FIRREA）による預金保険機関の再編，②91年連邦預金保険公社改善法（FDICIA）によるリスク準拠保険料システムの導入，③96年預金保険基金法（DIFA）による基金の補強・適正化措置の導入等であり，これらに基づく制度が今回改正まで続いていた。

その後，金融システムは，安定が定着する一方，銀行業務の変容に伴い，リスク領域がこれまでの経験を超える状況になってきた。預金保険制度は，こうした金融環境の変化に対応できるよう見直しが求められ，制度改正のための法案が2006年２月に成立し，これに基づく施行規則が06年11月までに制定された。

本稿は，改正後のアメリカの預金保険制度とその中で大幅に改正された保険料システムについて，その概要を取りまとめたものである。なお，とりまとめにあたっては，(財) 農村金融研究会が，農水産業協同組合貯金保険機構の委託を受けて実施した「2005年連邦預金保険改革法」「同法施行規則」等の邦訳から得られた知見をもとにした。

1　改正前制度の問題点

今回改正前の預金保険制度は，その改革の経緯から，金融危機時から平時への移行期のシステムとしての色彩が濃いものであった。しかし，アメリカの金融システムは，すでに安定が定着する一方，巨大化，国際化，ハイリスク金融商品の開発等銀行業務の変容に伴い，リスク領域がこれまでの経験を超える状況になってきた（現に，その後07年にはサブプライム問題が深刻化）。

このため，預金保険制度は，平時の金融システムに対応しつつリスクの複雑化，不透明化等に対応できるよう改正して，リスク管理の強化や財務体質の改善等を図ることが求められていた。改正前制度が抱えていた主な問題点は次のとおりである。

(1)　BIFとSAIFの並存には保険料格差と競争上の不平等の可能性がある

89年金融機関改革救済執行法（FIRREA）の成立までは，預金保険機関として，商業銀行を対象とする連邦預金保険公社（FDIC）と貯蓄金融機関を対象とする連邦貯蓄貸付保険公社（FSLIC）が並存していた。しかし，FSLICが貯蓄貸付組合（S&L）の破綻処理費用の増大によって基金枯渇問題に直面したため，同法によって預金保険機関の再編が行われた。すなわち，FSLICを廃止し，その基金はFDICに移転され，FDICが，銀行保険基金（BIF），貯蓄組合保険基金（SAIF），FSLIC整理基金

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

（FRF）の３つの基金を管理することになった。(注1)

FDICが管理するBIFとSAIFは，同一の法律による同一の商品（預金保険）を提供しながら，別個に保険料を設定することになっていた。このことは，同様のリスク特性を有する金融機関が異なる保険料を賦課される可能性があり，過去には，料率の高い基金を脱退し，低い基金に加入し直す動きもあった。また，多くの金融機関には，両基金の付保預金があり，SAIFの付保預金の40%以上は，商業銀行が保有する混成基金になっていた。このような両基金の並存は，保険料格差と競争上の不平等の可能性や被保険金融機関の管理コスト，合併・買収問題を複雑にする等の問題をもたらしていた。

（注１）アメリカの預金保険制度では，連邦レベルの預金保険機関として，FDICとは別に信用組合（credit union）を対象とする全国信用組合管理機構（National Credit Union Administration；NCUA）があり，保険内容等は基本的に同一である。

⑵　リスクを適切に保険料に反映できない

リスク準拠保険料システム(注2)は，保険基金に対するリスクの違いが保険料率に反映され，リスクが高くなるほど高い保険料率になる仕組みで，FDICIAに基づき93年に導入された（それまでは全金融機関一律に同率であった）。同システム下では，３つの自己資本のグループと３つの監督上の小グループからなる９つのリスク部類を設け，リスク部類ごとに異なる保険料率が設定されていた。

自己資本のグループは，自己資本充実（Tier Ⅰ＋Tier Ⅱ比率が10%以上）を「１」，自己資本適正（同８%以上）を「２」，自己資本不足（同８%未満）を「３」とし，監督上の小グループは，CAMELS総合格付(注3)１または２を「A」，同３を「B」，同４または５を「C」とした。こうして，金融機関は，最高格付（リスク最小）の１A部類から最低格付（リスク最大）の３C部類までのいずれかに指定されていた（第１表）。

その後96年に成立したDIFAは，SAIFの基金補強のためにBIF会員にも相応の負担を求める一方で，準備金比率（基金残高／推定付保預金残高）が法定準備金比率（DRR，1.25%）を上回る場合，１A部類の金融機関には保険料が賦課できないことを規定していた。ところが，その後の銀行業績の好調持続によって，BIF会員，SAIF会員の大多数（05年は95%弱）が１A部類に格付けされ，最近５年以内に免許を与えられた銀行のほとんどは１A格付となり，これら金融機関の保険料はゼロであった。

このように１A部類の金融機関が大多数となり，それらの間には明らかにリスクの違いがあるにもかかわらず，改正前制度下ではそれを区別できないうえ，いわゆる

第1表　保険料徴収のリスク部類

		監督上の小グループ		
		A	B	C
自己資本のグループ	１自己資本充実	1A	1B	1C
	２自己資本適正	2A	2B	2C
	３自己資本不足	3A	3B	3C

資料　FDIC“Final rule”，以下，資料名の記載がない図表も同じ

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

「フリーライダー」問題（保険料負担なしに預金保険の便益を享受する金融機関があるという問題）も生じていた。またこのことは，FDICの財務体質の問題にもつながっていた。例えば，05年のBIFは，保険料率は０～27ベーシス・ポイント（以下「bp」）だが，実効保険料率は0.22bpにすぎなかった。この結果BIFは，収入合計17億8,300万ドルのうち，保険料収入はわずか2.9％の5,260万ドルにすぎず，基金運用益（主として財務省証券利息17億1,300万ドル）依存型の収支構造になっていた。

（注２）これは，「Risk-based assessment system」あるいは「Risk-related premium system」と呼ばれ，わが国では「可変保険料制度」として紹介される場合が多い。本稿では，厳密な表現とするため，直訳の「リスク準拠保険料システム」の用語を使用している。

（注３）CAMELS格付とは，79年に「連邦金融機関検査協議会（FFIEC）」が導入した「統一金融機関格付システム（UFIRS）」による銀行検査の格付システムのことである。その格付の構成要素である，「自己資本の適切性（Capital adequacy）」「資産の質（Asset quality）」「経営陣（Management）」「収益性（Earnings）」「流動性（Liquidity）」「市場リスク感応度（Sensitivity to market risk）」の頭文字であり，最後の「S」は96年に追加された。CAMELS総合格付は，これらの構成要素格付を結合したもので，１（最高）から５（最低）までの格付がある。

⑶　固定水準のDRRは保険料の急激な変動をもたらしかねない

保険料は銀行経営の好調時に比較的高く，不調時に比較的低いことが望ましいが，FDICIAは，DRRを固定水準の1.25％に定め，準備金比率がこれを下回る場合，１年以内に回復するに足る料率または回復するまで最低23bpの保険料を課することとした。さらにDRRを上回る場合，DIFAによって，１A部類の金融機関には保険料が賦課できない制約も加わった。このように固定水準のDRRと保険料率が直接リンクしていたので，預金保険の出動が増えて準備金比率がDRRを下回る時期，つまり銀行経営が最も苦しい時期には高い保険料率になるなど，改正前制度は保険料の急激な変動をもたらしかねないシステムであった。

⑷　保険填補限度額がインフレを反映していない

保険填補限度額の変更には，これまで明確なルールがなく随時実施されていた。改正前の限度は，80年に10万ドルに引き上げられて以来据え置かれ，この間の消費者物価の上昇を勘案すれば，10万ドルの填補水準の実質価値は，約半分に下落していた。保険填補限度額の変更をその時々の判断に委ね，インフレに見合った変更のルールを欠くシステムは，国民の信頼確保を阻害しかねないという問題を抱えていた。

２　主な改正内容

このような問題を抱えていた預金保険制度について，FDICは，改正に向けて00年以降本格的に議会や関係方面に働きかけてきた。制度改正のための法案は，02年と03年に議会に提出されたが，いずれも下院では可決されたものの上院では可決に至らなかった。

しかし，２つの法案からなる３度目の法

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

案が06年にようやく成立した。１つは，改正の主要部分をなす「05年連邦預金保険改革法（Federal Deposit Insurance Reform Act of 2005）」（06年２月８日成立）で，もう１つは，同法と関連法との整合性等を図るための「05年連邦預金保険改革法適合化等に関する改正法（Federal Deposit Insurance Reform Conforming Amendments Act of 2005）」（06年２月15日成立）である（以下まとめて「改革法」）。

改革法による主要改正内容は以下のとおりである。

⑴　BIFとSAIFの統合による預金保険基金（DIF）の新設

今回の改正によりBIFとSAIFの両基金を統合して預金保険基金（DIF）が新設された。これによって前述の問題が解消され得るし，より大きな保険料プールによるリスク対応システムができることになった（06年３月31日統合）。

⑵　すべての金融機関への保険料賦課

今回の改正により，FDICはすべての金融機関に必要・適切と決定した保険料を賦課できることになった。これに伴い，リスク準拠保険料システムが大幅に変更された。（詳細後記３）。

⑶　DRRは一定範囲（1.15%～1.50%）で毎年決定

DRRは，FDIC理事会が，一定範囲（1.15%～1.50%）で毎年決定するよう改正された。決定に当たっては，①現在及び将来の保険基金の損失リスク，②DRRを好景気時に引き上げ，不景気時に引き下げができるようにするために，金融機関経営に影響する経済情勢，③金融機関の保険料の急激な変動の回避，等が考慮される。

また，準備金比率がDRRを下回る場合，FDICは，原則として５年以内での「DRR回復プラン」を策定・実施することに改正された。今回の改正により，DRRの決定の柔軟性が高まるとともに，保険料率設定のDRRとの硬直的なリンクが緩和され，保険料の急激な変動が避けられるシステムになった（07年は1.25%に決定）。

⑷　保険基金からの配当，１回限りの保険料控除の実施

これまで保険基金からの配当の実績はなく，これに代えて保険料控除（assessment credit）が1950年から1983年まで実施されていた。保険料控除とは，当年の収支差額の一部を翌年の保険料と相殺して金融機関に割り戻すものである。しかし，80年代金融危機に伴う破綻処理費用の増加によって，84年以降，保険料控除は実施されたことがない。

今回の改正により，準備金比率が一定水準を上回る場合，恒久措置として配当の実施が規定された。（注４）これは，すべての金融機関から保険料を徴収するので，基金が必要以上に積み上がった場合の調整措置を設けたものであり，準備金比率にキャップ（1.50%）がかかることにもなった。また，臨

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2表　配当と1回限りの保険料控除の概要

	配　当(注)	1回限りの保険料控除
対象金融機関	全金融機関	96年末現在で保険料を支払っていた金融機関（またはその承継金融機関）
金額	準備金比率が1.50%を上回るとき超過分の100%，1.35%～1.50%のとき1.35%を上回る部分の50%	01年末保険料徴収ベース（BIF＋SAIF）×0.105%（約47億ドル）
配分基準	次の要素により別途決定 ①96年末の全金融機関の保険料徴収ベースに対する当該金融機関の保険料徴収ベースの割合 ②97年1月1日以降支払われた保険料総額 ③支払い保険料のうち，当該金融機関が引き受けたより高いリスクレベルを反映している部分	96年末の全金融機関の保険料徴収ベースに対する当該金融機関の保険料徴収ベースの割合
制限	向こう1年間にDIFに対して“重大なリスク”がある場合，必要であれば，配当を一時的に停止／制限することができる	08～10会計年度は保険料の90%を限度とする，リスクの高い金融機関への保険料控除は全金融機関の平均保険料率までとする，等

資料　“Public　Law　109-171,120Stat.9-21”
（注）　本文の（注4）参照。

時措置として１回限りの保険料控除が規定された。その概要は第２表のとおりである。

今回の改正による配当及び１回限りの保険料控除の対象となるのは，96年12月末現在で存在した金融機関である。これは，同年に準備金比率が1.25%に回復したので，その間の基金適正化に対する貢献度を考慮したものと見られる。

（注４）その後の規則制定により07年１月１日発効。ただし，07年１月１日～08年12月31日までの暫定措置とし，以降はさらなる規則制定案の告示とコメントを経て最終規則を制定することになった。

(5)　インフレ調整ルールと退職年金口座の保険填補限度の増額

今回の改正により，インフレ調整ルールが導入されることになり，2010年４月以降，５年ごとに保険填補限度額の見直しが行われる。しかし，インフレに連動して自動的に限度が引き上げられるのではなく，一定の手順によってインフレ調整の是非が検討され，議会が引上げをしないという立法をしない場合に限って引上げが実施される。

保険填補限度額（元本＋経過利息）は，改正前は８つの口座保有区分ごとにそれぞれ10万ドルであった。このうち，今回限度が増額されたのは，長期間保有され残高も大きい特定の退職年金口座のみであり，25万ドルになった（06年４月１日施行）。

なお，改革法は，いくつかの点で改正事項の大枠を定めるにとどめ，具体的内容は，FDICが所定期日までに施行規則（implementing regulation）を定めるよう規定していた。施行規則にかかる最終規則（final rule）のすべてが06年11月までに制定された。

３　リスク準拠保険料システムの改正

改革法が，すべての金融機関に保険料を賦課することを規定したことに伴い，保険料システムに関する規則が大幅に変更された。本節及び次節では，そのうちの「リスク準拠保険料システム」と「保険料システム

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

に関する実施手順」にかかる規則の改正概要を取り上げる。

(1) リスク部類は４つに整理統合

リスク準拠保険料システム下で，改正前には９つあった保険料徴収のリスク部類が今回の改正で４つに整理統合された。これは，９つのリスク部類の中には，該当金融機関がほとんどないものやリスク部類間で破綻確率にほとんど差異がないものがあった等の事情を勘案したものである。従来の最高格付である「１Ａ」と最低格付である「３Ｃ」はそれぞれ新たにリスク部類「Ⅰ」と「Ⅳ」とし，「１Ｂ」「２Ａ」「２Ｂ」はリスク部類「Ⅱ」に，また「１Ｃ」「２Ｃ」「３Ａ」「３Ｂ」はリスク部類「Ⅲ」に整理統合された（第３表）。

ちなみに，06年６月末現在のデータによると，リスク部類Ⅰには金融機関数で約95%，預金残高で約98%が含まれることになる（第４表）。なお，自己資本のグループと監督上のグループのそれぞれの定義は改正前と同様である。

第3表　保険料徴収の新リスク部類

		監督上のグループ		
		A	B	C
自己資本のグループ	自己資本充実	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
	自己資本適正	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ
	自己資本不足	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ

第4表　リスク部類別金融機関数と国内預金（2006年6月末）

（単位　百万ドル，%）

			金融機関数	国内預金
リスク部類	Ⅰ	最低	3,605（ 41.0）	4,018,374（ 62.4）
		中間	4,300（ 48.9）	2,186,515（ 33.9）
		最高	413（ 4.6）	129,290（ 2.0）
	Ⅱ		416（ 4.7）	105,684（ 1.6）
	Ⅲ		53（ 0.6）	4,312（ 0.1）
	Ⅳ		2（ 0.0）	202（ 0.0）
	計		8,789（100.0）	6,444,377（100.0）

(2) リスク部類Ⅰは個別に，同Ⅱ～Ⅳはリスク部類ごとに保険料率設定

改革法によって，FDICは，保険料率（以下，単に「料率」という場合もある）設定に当たっては，①預金保険基金の推定業務費用，②破綻処理にかかる推定費用と預金保険基金の必要収入額，③保険料納付による被保険金融機関の自己資本と収益への影響，等の要素を検討するよう定められている。その上で，保険料率の設定は，金融機関の破綻確率を保険料率に反映させるという基本的考え方に沿って行われる。

具体的には，85年～00年のデータによって，リスク部類ごとに５年以内の累積破綻確率をもとに「基準料率」が定められ，それに一律3bpを加算した「適用料率」が決定された。リスク部類Ⅰには，最低料率・最高料率，及びその間で付加的に異なる料率が，個別金融機関ごとに適用される。一方，リスク部類ⅡからⅣには，従来どおり同じ部類の金融機関には一律に同じ料率が適用される。なお，基準料率は規則制定手続きを経て定められるが，一律±3bpの適用料率はFDICの裁量で賦課できる。さらに，リスク部類Ⅰ内のすべての大規模金融機関と外国銀行被保険支店には，追加の関連情報の評価に基づいて，±0.5bpを限度に「調整料率」が課されることがある。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第5表　改正前の保険料率

（単位　bp）

		監督上の小グループ		
		A	B	C
自己資本のグループ	1 自己資本充実	0	3	17
	2 自己資本適正	3	10	24
	3 自己資本不足	10	24	27

資料　FDIC“ Annual Report 2006 ”

第6表　2007年1月からの保険料率

（単位　bp）

			基準料率	適用料率
リスク部類	Ⅰ	最低	2	5
		中間	2〜4	5〜7
		最高	4	7
	Ⅱ		7	10
	Ⅲ		25	28
	Ⅳ		40	43

ちなみに，改正前の06年の保険料率は0〜27bpだが，実効料率は0.05bpであった。これに対して，07年１月からの保険料率は，旧２Ａ部類以外のすべての部類で引き上げられた。この結果，実効料率の見込みは，07年は保険料控除が適用されるため0.9bp，08年は大部分が保険料控除を使い切るので3.4bpとなる見込みである（第５，６表）。

(3)　リスク部類Ⅰの保険料率の分布と保険料率の算定

前述のとおり，リスク部類Ⅰには，すべての被保険金融機関の約95％が含まれるので，これら金融機関間のリスクの差異が反映可能な基準料率とするための精緻な算定方法が導入された。その際，リスク部類Ⅰのうちで，約45％の金融機関に最低料率（2bp）を，また約５％の金融機関に最高料率（4bp）を賦課し，残りの約50％の金融機関にはその間で付加的に異なる料率となるようにした。第１図は，06年６月30日データに基づくリスク部類Ⅰの小規模金融機関（資産100億ドル未満の金融機関）の保険料率の累積分布状況である。

具体的な料率算定方法は，リスク部類Ⅰ内の金融機関の区分によって次のとおり若干異なるが，いずれの場合も監督上の格付（CAMELS構成要素格付）とそれ以外のリスク指標を組み合わせたものである。

①小規模金融機関（注５）（長期債発行体格付を持たない大規模金融機関を含む）の料率は，CAMELS構成要素格付と財務比率を組み合わせて算定する。

②大規模金融機関（上記を除く）の料率は，CAMELS構成要素格付と長期債発行体格付を組み合わせて算定する。

③外国銀行被保険支店の料率は，ROCA構成要素格付（注６）によって算定する。

④新規参入金融機関（設立５年未満）の料率は，10年１月１日を基準日として次の方法で算定する。すなわち，基準日より前は，金融機関がCAMELS構成要素格付を

第1図　2006年6月30日データに基づく保険料率の累積分布

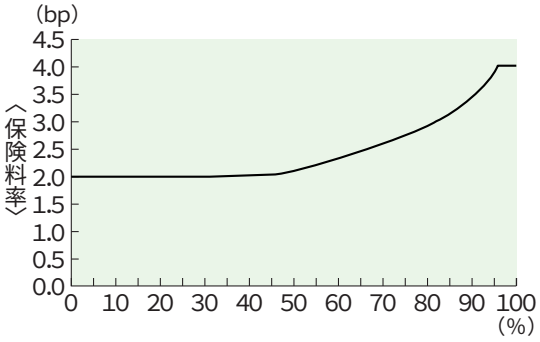

〈リスク部類Ⅰの小規模金融機関の累積割合（設立5年未満を除く）〉

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

受けるまでは最低料率＋1.0bpとし，その格付を受けた後は①または②の方法で算定する。基準日以降は，一律にリスク部類Ⅰの最高料率とする。

なお，リスク部類Ⅰの金融機関の大多数が該当する①と②の基準料率の算定方法については，後記「補論」を参照されたい。

（注５）資産50億ドル以上の小規模金融機関は，保険料率算定上，一定の条件で大規模金融機関として取り扱うことができる。

（注６）ROCA格付とは，外国銀行被保険支店の監督上の格付である。その構成要素である「リスク管理（Risk Management）」「経営統制（Operational Controls）」「法令等遵守（Compliance）」「資産の質（Asset Quality）」の頭文字である。

４　保険料システムに関する実施手順の改正

保険料徴収等にかかる全般的な規則である「保険料システムに関する実施手順」の主な改正内容は，次のとおりである。

⑴　保険料は保険対象四半期の翌四半期後に徴収

改正前の保険料徴収は半年基準で前納制であった。今回の改正により，保険対象期間を四半期基準に変更し，保険料の徴収時期はおおむね翌四半期末の後納制とした。これにより金融機関は，保険料納付額の計画的な管理が可能となる。これに伴う保険料納付の一連のスケジュールは，例えば保険対象期間が07年１月１日～３月31日の場合，保険料請求日は07年６月15日，保険料納付期日は07年６月30日となる。

⑵　監督上の格付変更はCAMELS格付変更の通知日に発効

保険料徴収のリスク部類を決定する要素の１つである監督上の格付の変更は，改正前にはCAMELS格付変更があった翌半年の保険料期間に反映されていた。このため，FDICは，金融機関検査によって期間中にCAMELS格付変更があっても，保険料率の変更につながる当該金融機関の監督上の格付変更までに時間を要していた。今回の改正はこれを是正し，監督上の格付変更は，連邦規制機関が金融機関へCAMELS格付変更の通知を発出した日現在で発効することにした。

⑶　資産10億ドル以上の金融機関の保険料徴収ベースは日次平残

改正前の保険料徴収ベースは，四半期末残高で計算され，金融機関預金の標準的な預金水準を反映していなかった。このため，四半期末に一時的に預金残高が増加した金融機関には必要以上の保険料が賦課され，また，金融機関が保険料を回避するため四半期末で一時的に預金水準を減少させる誘因にもなりかねなかった。

これを是正するため，資産10億ドル以上の金融機関の保険料徴収ベースには，日次平残を使用することにした。また資産10億ドル未満の金融機関は，引き続き末残を使用することとしたが，日次平残の使用も選択できる。ただし，いったん日次平残の使用を選択した場合，それ以降末残の使用が認められない。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

(4) 保険料徴収ベースからの未決済小切手控除の廃止

未決済小切手控除とは，金融機関が，入金または出金を受けていないみなし現金（小切手）を保険料徴収ベースから控除することである。この控除はそれまで実額で行われていたが，保険料徴収ベース算定の簡素化，効率化を図るため，1960年に法律により概算額で控除することにしたものである。控除額は，全金融機関一律で，要求払い預金の$16\frac{2}{3}$%及び定期性預金・貯蓄性預金の１%であった。

しかし，実際の未決済小切手残高は，法律上，技術上，支払いシステム，の変化によって少額で減少しつつあり，議会が選定した控除比率の根拠も明確でない等の理由から，今回改正により，保険料徴収ベースからの未決済小切手控除を廃止することにした。

(5) その他

上記以外の改正は，①保険料徴収ベースを日次平残としたことに伴う，P&A（資産・負債の承継）等の破綻処理の場合の「業務終了に伴う移転」の規則を簡素化する改正，②保険対象期間を四半期としたことに伴う関連規定の改正等である。

おわりに

現在，わが国の金融システムは，90年代後半の金融危機をもたらした不良債権問題が峠を越え，総じて安定基調で推移し，基本的には平時に移行したといえよう。また，預（貯）金保険制度も，この間に大手銀行に注入された公的資金の完済にはなお時間を要すると見込まれる等，いくつかの問題が残っているものの全体的には平穏に推移している。

とはいえ，産業間・地域間等の成長格差やアメリカの住宅バブル崩壊によるサブプライム問題の世界的波及等からもたらされるリスク要因もあり，金融システムの先行に不透明感なしとしない。今後，リスクの国際化・複雑化・多様化等が一層進むと見込まれる中で，わが国金融システムは，健全性・安全性を確保し，その機能を十全に発揮することが期待されている。

このような中で，わが国の預（貯）金保険制度のあり方を考える場合，これまで見てきたアメリカの改正制度が示唆する点は少なくない。特に注目したいのは，①金融機関のリスクと保険料率の関係（日本の場合，リスクの大小にかかわらず全金融機関一律に同率），②準備金の適正規模と保険料の割増し・割戻しの関係（同，毎年の収支差額を責任準備金として積み立てる規定のみ），③インフレ調整のための保険填補限度額の変更ルール（同，決済用預金を除き，全預金合算の填補限度額が規定され，預金種別の限度や限度変更ルール等はない）等に関する事項である。

（よしざことしひで）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

〈補論〉―リスク部類Ｉの金融機関にかかる保険料率算定

リスク部類Ｉの金融機関にかかる保険料率算定方法は金融機関の区分により異なるが，そのうち大部分の金融機関が該当する小規模金融機関と大規模金融機関にかかる保険料率（基準料率）の算定方法は，概略，次のとおりである。

１　小規模金融機関の料率算定

小規模金融機関（長期債発行体格付を持たない大規模金融機関を含む）の料率は，CAMELS総合格付が１年以内に１または２から，３より悪い格付に低下する確率を求め，これを保険料率に変換する方法で算定される。これは，破綻確率を直接求めることはできないが，過去のデータからCAMELS総合格付と破綻確率には強い相関が認められるので，（注ａ）間接的に破綻確率を求める方法である格付低下確率を求めることとしたものである。

（注ａ）85年～00年を計測期間とするCAMELS総合格付１の破綻確率は0.39％であり，以下２：1.01％，３：3.84％，４：14.63％，５：46.92％であった。

この推計の説明変数（リスク指標値）には，第A表のウェイトによる直近のCAMELS構成要素格付加重平均と５つの財務比率を用いる。金融機関ｉのＴ時点の保険料率 P_{iT} は次の方法で算定される。

①回帰分析によって，１年以内の格付低下の有無の推計式を求める。推計に用いたデータは，85年～05年の格付低下の有無と84年末から04年末年のCAMELS構成要素格付加重平均及び財務比率のデータである。

②保険料率算定対象の直近のデータを用いて，①の推計式によって１年以内の格付低下確率を求める。

その際，保険料率の変換式の定数と価格付乗数を求める前提として，リスク部類Ｉの金融機関の中で，ⓐ最低料率（２bp）を賦課される先が45％になるように，その間での格付低下の最大確率として２％を，ⓑ最高料率（４bp）が賦課される先が５％になるように，その間での格付低下の最小確率として14％を採用する。

③上記②及び最低料率（２bp）・最高料率（４bp）によって，保険料率への変換式の定数及び係数を求める。

④以上から，

$$
\begin{aligned}
P_{iT} = \ & [1.67 + 16.67 \times \beta_0] \\
& + 16.67 \times [\beta_1 (\text{Tier１比率})_T] \\
& + 16.67 \times [\beta_2 (\text{支払期日30～89日経過の融資比率})_T] \\
& + 16.67 \times [\beta_3 (\text{不良資産比率})_T] \\
& + 16.67 \times [\beta_4 (\text{正味貸出金償却比率})_T] \\
& + 16.67 \times [\beta_5 (\text{税引前純利益比率})_T] \\
& + 16.67 \times [\beta_6 (\text{CAMELS構成要素格付加重平均})_T]
\end{aligned}
$$

ただし，$2 \leqq P_{iT} \leqq 4$

$1.67 + 16.67 \times \beta_0$ は定数，$16.67 \times \beta_j$ は関連するリスク指標ｊに対する価格付乗数である。

算出された定数と価格付乗数は第B表のとおりである。なお，定数と価格付乗数は毎年更新され「官報」に公告される。また，最低・最高料率の適用先の割合，その間での格付低下の最大・最小確率の変更は更なるコメントと規則制定によって行われる。

第A表　CAMELS構成要素格付のウェイト

	CAMELS構成要素					
	C	A	M	E	L	S
ウェイト（%）	25	20	25	10	10	10

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第B表 定数とリスク指標の価格付乗数

		定数／価格付乗数
定　数		1.954
リスク指標	Tier1比率	−0.042
	支払期日経過30〜89日の融資／総資産	0.372
	不良資産／総資産	0.719
	正味貸出金償却／総資産	0.841
	税引前純利益／リスク・アセット	−0.420
	CAMELS構成要素格付加重平均	0.534

（保険料率の算出例１）

第C表は，異なる特徴を持つ３つの小規模金融機関の基準料率の計算例である。金融機関１の計算結果は1.56だが，保険料率は最低料率の２bpが適用される。また，金融機関３の計算結果は4.25だが，保険料率は最高料率の４bpが適用される。

2　大規模金融機関の料率算定

大規模金融機関（長期債発行体格付を持つ場合）の料率は，CAMELS構成要素格付加重平均と長期債発行体格付を点数化（スコアリング）する方法で算定される。

これは，CAMELS格付と長期債発行体格付とも，それ自体が破綻確率も織り込んでいると考えられるからである。前者には第A表のウェイトによる加重平均値（１〜３）が，また後者には第D表の社債格付機関主要３社の格付結果の変換値（１〜３，複数の格付がある場合その平均）が，同じウェイトで用いられる。

第D表　格付機関の格付と変換値

スタンダード＆プアーズ	ムーディーズ	フィッチ	変換値
AAA	Aaa	AAA	1.00
AA+	Aa1	AA+	1.05
AA	Aa2	AA	1.15
AA−	Aa3	AA−	1.30
A+	A1	A+	1.50
A	A2	A	1.80
A−	A3	A−	2.20
BBB+	Baa1	BBB+	2.70
BBB以下	Baa2以下	BBB以下	3.00

金融機関ｉの保険料率 P_i は次の方法で算定される。

①06年６月30日現在のリスク指標値を用いて，金融機関のスコアを説明する方程式を求める。

第C表　3つのタイプの金融機関の基準保険料率の算出例

（単位　%，bp）

		価格付乗数	金融機関1		金融機関2		金融機関3	
			リスク指標値	保険料率寄与度	リスク指標値	保険料率寄与度	リスク指標値	保険料率寄与度
定　数		1.954		1.95		1.95		1.95
リスク指標	Tier1比率	−0.042	9.590	−0.40	8.570	−0.36	7.500	−0.32
	支払期日経過30〜89日の融資／総資産	0.372	0.400	0.15	0.600	0.22	1.000	0.37
	不良資産／総資産	0.719	0.200	0.14	0.400	0.29	1.500	1.08
	正味貸出金償却／総資産	0.841	0.147	0.12	0.079	0.07	0.300	0.25
	税引前純利益／リスク・アセット	−0.420	2.500	−1.05	1.951	−0.82	0.518	−0.22
	CAMELS構成要素格付加重平均	0.534	1.200	0.64	1.450	0.77	2.100	1.12
寄与度合計				1.56		2.13		4.25
保険料率				2.00		2.13		4.00

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

②保険料率の方程式の定数と価格付乗数を求める前提として，リスク部類Ⅰの金融機関の中で，ⓐ最低料率を賦課される先が約44％になるように，その間での最大スコアとして1.65を，ⓑ最高料率を賦課される先が約６％になるように，その間での最小スコアとして2.50を採用する。

③①，②及び最低料率（２bp）・最高料率（４bp）によって保険料率の方程式の定数と価格付乗数を求める。

④以上から，

P_i＝1.176×（CAMELS構成要素格付加重平均）$_i$
＋1.176×（長期債発行体格付）$_i$
－1.882
ただし，２≦ P_i ≦４

－1.882は定数，1.176は二つのリスク指標に共通の価格付乗数である。

なお，最低・最高料率の適用先の割合，その間での最大・最小スコアの変更は更なるコメントと規則制定によって行われる。

（保険料率の算出例２）

これは，長期債発行体格付を持つ大規模金融機関の基準料率の計算例である。算出例の金融機関は，CAMELS構成要素格付が「２」「２」「２」「１」「１」「１」，ムーディーズの長期債発行体格付が「Ａ１」，及びスタンダード＆プアーズの長期債発行体格付が「Ａ」である。その基準料率は次のとおり2.06bpになる。

①CAMELS構成要素格付加重平均は，各構成要素格付に第A表のウェイトを乗じて計算され，それぞれ0.50，0.40，0.50，0.10，0.10，0.10になる。この和であるCAMELS構成要素格付加重平均値は，1.70である。

②ムーディーズ及びスタンダード＆プアーズの長期債発行体格付の変換値は，それぞれ1.50と1.80であり，その平均値は1.65である。

③保険料率は，CAMELS構成要素格付加重平均値と長期債発行体格付の変換値にそれぞれ価格付乗数を乗じ，その積の和（1.700×1.176＋1.650×1.176）である3.940に，定数（－1.882）が加えられ，2.06bpになる。

＜参考文献＞

・*“History of the Eighties-Lessons for the Future”*（97 FDIC）
邦訳版『1980年代アメリカ銀行危機の教訓　第１～第３分冊』（02.3、03.2、04.3）
・「FDICにみる米国預金保険制度の概要」（02.7 農林中金総合研究所『農林金融』）
・*“A Brief History of Deposit Insurance in United States”*（98 FDIC）及び*“Keeping the Promise: Recommendations for Deposit Insurance Reform”*（01 FDIC）
邦訳版『米国の預金保険制度－その歩みと改革への提言－』（05.3）
・*“Federal Deposit Insurance Reform Act of 2005”*（06.2 Public Law 109-171,120Stat.9-21）及び*“Federal Deposit Insurance Reform Conforming Amendment Act of 2005”*（06.2 Public Law 109-173,119Stat.3605）
邦訳版『アメリカの改正預金保険制度』（06.9）
・*“Operational Processes Governing the FDIC's Deposit Insurance Assessment System”*及び*“Risk-Based Assessment System”*（06.11 FDIC“Final rule”）
邦訳版『米国の新たな預金保険料システム－連邦預金保険改革法に基づくFDICの施行規則から－』（07.9）
・*“Annual Report”*（各年 FDIC）
邦訳版『連邦預金保険公社年次報告書　99～06年版』（01.3～08.3）
・FDICホームページ　http://www.fdic.gov/
（発行元の記載がない邦訳版は、すべて（財）農村金融研究会訳・編、農水産業協同組合貯金保険機構刊である）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。